

議会のあり方調査特別委員会 記録

開会年月日	令和3年2月2日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午前10時08分
出席委員名	◎西山則夫 ○品川幸久 宮崎 誠 久保 真 中村 功
	井村貴志 上村和生 北村 勝 楠木宏彦 鈴木豊司
	野崎隆太 吉井詩子 世古 明 野口佳子 岡田善行
	福井輝夫 辻 孝記 吉岡勝裕 藤原清史 小山 敏
	山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	(浜口和久議長)
欠席委員名	
署名者	宮崎 誠 久保 真
担当書記	中野 諭
審査案件	1 伊勢市議会情報通信機器使用基準について
説明員	

開会 午前10時00分

◎西山則夫委員長

ただいまから議会のあり方調査特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議いただきます案件は、去る1月27日開会の企画調整部会において確認した内容の「伊勢市議会情報通信機器使用基準について」でございます。

それでは会議に入ります。

本日の会議録署名者は委員長において宮崎委員、久保委員の御兩名を指名いたします。

【伊勢市議会情報通信機器使用基準について】

◎西山則夫委員長

それでは、「伊勢市議会情報通信機器使用基準について」を議題といたします。

広報検討分科会、吉井会長から御報告をお願いいたします。

吉井会長。

○吉井詩子広報検討分科会会長

それでは広報検討分科会から「伊勢市議会情報通信機器使用基準(案)」について御説明申し上げます。

令和2年9月議会において、議会へのタブレット端末の導入を議員の皆様にご賛同いただき、補正予算をお認めいただきました。その後、当分科会で使用基準案を作成いたしました。

資料「伊勢市議会情報通信機器使用基準(案)」を御高覧いただきたいと思います。

まず、第1条の「目的」にこの使用基準の目的を規定し、第2条の「定義」に用語を記載しております。

次に、第3条の「情報通信機器の貸与等」でございます。ここでは、議長は会議及び議員活動に使用するため議員及び議会事務局職員に情報通信機器を貸与するものとし、他人への貸与、譲渡の禁止といたしております。

次に、第4条の「情報通信機器の取扱い」でございます。ここでは、適切なパスワード管理等を行い、第三者に不正利用されないよう努めなければならない、ソフトウェアのダウンロードは会議及び議員活動に必要なものに限るといたしております。

次に、第5条の「情報通信機器に関する禁止事項」でございます。ここでは、情報通信機器の改造及び性能、機能等の変更、削除を行うこと、またSNS及び掲示板等で、他者を誹謗中傷する情報を発信することを禁止しております。

次に、第6条の「会議中における禁止事項」、第7条の「違反行為に対する措置」でございます。

ここでは、会議進行の迷惑になる行為を行うことを禁止し、違反する者に対しては、議長または会議の長から注意を与えるものとする。そして、従わない場合は、情報通信機器の使用を停止させることができるといたしております。

また、会議での運用等については、今後議会運営委員会にて御協議いただくことになり

ます。

次に、第8条の「使用者の遵守事項」でございます。ここでは、データの紛失、き損等の防止に努めること、個人情報が出しないうち留意すること等、遵守事項を定めております。

次に、第9条の「セキュリティ対策」、第10条の「事故等があった場合の責任の所在と対応措置」でございます。ここでは、ウイルス検査を義務付けており、検査を怠ったことによるウイルス感染、情報通信機器の紛失等による個人情報の漏えい等の責任は、当該使用者において誠実に対応するものとし、事故が発生した場合は、速やかに議長に報告する、故意または過失により損傷、紛失した場合は、当該使用者がその修理等に係る経費を負担するものとするとしております。

次に、第11条の「電子メールの取扱い」、第12条「電子メールによる各種通知等」でございます。ここでは、メールアドレスを全議員に付与し、事務局や議員等の間で情報交換に使用できることとしております。

次に、第13条の「通信費等の費用負担」でございます。ここでは、Wi-Fi環境以外での通信方法について、モバイルWi-Fiルーター等を契約する場合、その通信費用は政務活動費から2分の1を上限として支出することができると規定するものでございますが、詳細につきましては、今後各派代表者会議で政務活動費の取扱いを御協議いただくものでございます。

次に、第14条の「協議事項」でございます。ここでは、情報通信機器の運用について、この基準に定めのない事項や疑義が生じた場合は、広報検討分科会において協議し、議長がこれを決定するとしております。

最後に「附則」になりますが、この基準は、本日のあり方調査特別委員会全体会で決定されたのち施行しようとするものであります。

会議での運用等については、今後、議会運営委員会にて、通信費用の政務活動費の取扱いについては、今後各派代表者会議で御協議いただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

以上、「伊勢市議会情報通信機器使用基準(案)」の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◎西山則夫委員長

ただ今、吉井会長から御説明いただきましたが、このことについて御協議をお願いいたします。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

御発言もないようですのでお諮りいたします。

「伊勢市議会情報通信機器使用基準について」は、広報検討分科会、吉井会長からの説明のとおり決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

以上で本日御協議いただきます案件は終わりました。

これをもちまして議会のあり方調査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時08分

上記署名する。

令和3年2月2日

委員長

委員

委員